**参　考**　　　－　介護保険・障害福祉サービスの制度改正関連等　－

　　　　　　　　　　　　　　（実地指導における主な着眼点等）　　　　＊特に，留意すべき項目

**（１）第三者評価の実施状況の記載**　【介護保険・障害福祉共通】

●利用者への情報提供及びサービス選択に資するため，重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）」を記載　　　　　　　　　　　　　　　　（一部，対象外の事業有）

　　　　**⇒**①実施の有無　②直近実施の年月日　③評価機関の名称　④評価結果の開示状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第三者による評価の実施状況 | １　あり | 実施日 |  |
| 評価機関名称 |  |
| 結果の開示 |  １　あり　　２　なし |
|  ２　なし |

～記載例～

**（２）児童発達支援に関する評価・公表の義務**　【障害福祉】　**注：減算有**

●提供するサービスの質の評価及び改善を行うため，事業所が自ら評価を行うとともに，保護者の評価

を受けて改善を図り，その評価及び改善の内容を公表

　　　**⇒**「児童発達支援」の評価・公表の基準が「放課後等デイサービス」と統一

**（３）身体的拘束等の適正化に関する措置**　【介護保険】　**注：減算有**

●身体的拘束等の適正化を図るため，居住系サービス（特定施設入居者生活介護）及び施設系サービス

（介護老人福祉施設等）について，身体的拘束等の適正化のための指針の整備や，身体的拘束等の適正

化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけ

（＊義務違反の場合～拘束対象者でなく，入所者全員について減算～　基本報酬「１０％／日」減算）

**⇒**必要とされる事項等　（＊身体的拘束等を実施していなくても，①②③④を必ず実施）

1. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し，結果についての周知徹底
2. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
3. 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施（年２回以上）し，記録
4. 新規採用時における身体的拘束等の適正化の研修を実施し，記録
5. 身体的拘束等を行う場合，態様及び時間，心身の状況，緊急やむを得ない理由を記録